

砺波市告示第 1 1 2 号

砺波市企業等魅力発信動画制作費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

砺波市長 夏 野 修

砺波市企業等魅力発信動画制作費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、砺波市補助金等交付規則（平成 1 6 年砺波市規則第 3 1 号）第 2 6 条の規定に基づき、人材確保を目的として市内中小企業者がその魅力を幅広く周知するためにウェブ上で公開する動画（以下「魅力発信動画」という。）の制作を支援するために実施する砺波市企業等魅力発信動画制作費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条に規定する会社又は個人であって、会社にあつては市内に本店登記を有し、かつ、市内に主たる事業所又は営業所を有するものを、個人にあつては、市内に住所を有し、かつ、市内に主たる事業所又は営業所を有する者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条に規定する風俗営業等を営む事業者を除く。）をいう。
- (2) 魅力発信動画 企業概要や業務内容、職場の雰囲気や具体的な仕事の風景、働く社員の人柄などの情報を、視覚的に分かりやすく伝えることができる動画のことをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、市内中小企業者（市税等の滞納がない者に限る。）とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象経費は、魅力発信動画の制作に係る外注費（税抜き）で次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 当該動画が自社の商品又はサービスを販売又は提供する目的であるもの
- (2) 本補助金に係る対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けているもの
- (3) その他市長が不適当と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に補助率2分の1を乗じた額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、5万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1市内中小企業者につき1回限りとする。

（交付の申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、砺波市砺波市企業等魅力発信動画制作費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

（1）事業概要書（様式第2号）

（2）会社の登記事項証明書（個人にあっては、税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し）

（3）見積書の写し

（4）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書について、その内容を精査し、適当と認めたときは、砺波市企業等魅力発信動画制作費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に交付の決定を通知するものとする。

（補助事業の変更の申請）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容又は補助事業に要する経費を変更する場合は、砺波市企業等魅力発信動画制作費補助金変更交付申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、砺波市人材採用動画作成補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

（1）事業報告書（様式第6号）

（2）領収書等支払いを証するものの写し

（補助金の額の確定）

第10条 市長は前条の規定により提出された実績報告書について、その内容を精査し、適当と認めたときは、砺波市企業等魅力発信動画制作費補助金額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に補助金の額の確定を通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、砺波市企業等魅力発信動画制作費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。